

感染症対応電動昇降式解剖台 一式  
(搬入、据付、配線、調整、既存設備撤去、処分を含む)

仕 様 書

令和3年8月

滋賀医科大学

## I. 仕様書概要説明

### 1. 調達背景及び目的

法医解剖において正確な死因診断や損傷鑑定のため、解剖台は必要不可欠である。現在使用中の解剖台は平成14年に設置したもので、ご遺体から発生するガス、エアロゾル、菌などの拡散防止機能が十分ではなく、解剖従事者にとって大変危険な状況である。本学では新型コロナウイルス陽性者に対しても法医解剖を行っており、解剖従事者の安全確保が喫緊の課題となっている。また、現有の排気システムでは乱気流が発生しており、周囲への危険なエアロゾルの拡散が発生している。このエアロゾルの周囲への拡散を防止するためにはラミナーフローユニットの設置が不可欠である。このような状況を鑑み、解剖従事者が常に安全な環境で法医解剖を行うことができる環境を確保するために、感染症対応の解剖台やラミナーフローユニットの調達を行う。

### 2. 調達物品名及び構成内訳

感染症対応電動昇降式解剖台 一式

(構成内訳)

1. 感染症対応電動昇降式解剖台 1式
2. 高照度照明付ラミナーフローユニット 1式
3. マクロデジタルイメージ撮影システム 1式

以上、搬入、据付、配線、調整、既存設備撤去、処分を含む

### 3. 技術的要件の概要

- 1) 本調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、Ⅱ. 調達物品に備えるべき技術的要件に示すとおりである。
- 2) 技術的要件は、すべて必須の要求要件である。
- 3) 必須の要求要件は、本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- 4) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学技術審査職員において、入札機器に係る技術仕様書を含む入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

### 4. その他

#### 1) 仕様に関する留意事項

入札機器は原則として入札時点で製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器によって応札する場合は、技術的要件を満たすことの証明及び納入期限までに製品化され納入できることを保証する資料及び確約書等を提出すること。

## 2) 入札に関する留意事項

- ①入札に関しては、入札機器が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件毎に具体的かつわかり易く資料を添付する等して記載すること。従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分であると技術審査職員が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。
- ②提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ③提出資料等について問い合わせやヒアリングを行う場合があるので、誠実に対応すること。
- ④入札機器が仕様を満たしていることを、提出書類のどの部分で証明できるか、参照すべき箇所を明記すること。参照すべき箇所がカタログ、図面、仕様書等である場合には、アンダーラインを付したり、余白に大きく矢印を付したりすることによって当該部分をわかりやすく明示すること。

## 3) 導入に関する留意事項

- ①導入スケジュールについては、本学と協議しその指示に従うこと。
- ②搬入、据付、配線、調整、既存設備撤去、処分に要するすべての費用は、本調達に含む。

## II. 調達物品に備えるべき技術的要件

(性能、機能に関する要件)

1. 感染症対応電動昇降式解剖台部
  - 1-1. 感染防止対策が施された電動昇降式の解剖台であること。
  - 1-2. 本体寸法は、幅 2700mm 以上×奥行 880mm×高さ 750mm～1000mm であること。
  - 1-3. 本体の主要材質は SUS304 製もしくはそれと同等以上のものであり、厚み 1.0mm 以上非鏡面仕上げであること。
  - 1-4. 防水型の昇降用フットスイッチ、もしくは非接触式の昇降用フットセンサーが組み込まれていること。
  - 1-5. 臥床面はかまぼこ型で、幅 1800mm 以上×奥行 600mm、ご遺体を乗せても十分に耐えられる厚みであること。
  - 1-6. 臥床面にスノコ、排気口等を設けないこと。
  - 1-7. 臥床面の外周に排水溝を有し、臥床面の長辺部の排水溝は幅 50mm であること。
  - 1-8. 排気口は解剖台全周の縁に設けること。
  - 1-9. 排気口全てにおいて塞ぎ板を設けること、またその塞ぎ板は成人男性が足をかけ、起立しても滑らない構造とすること。
  - 1-10. 排気流路はある程度清掃可能なように点検口を設けること。
  - 1-11. 解剖台内に排気用ファンを設けないこと。
  - 1-12. 解剖台内に汚染物質吸着用等のフィルターユニットを設けないこと。
  - 1-13. 解剖台からの排気は法医剖検室内に開放しないこと。
  - 1-14. 解剖台からの排気はラミナーフローユニットに戻さないこと。
  - 1-15. 解剖台内に画像撮影用のフットスイッチが組み込めること。
  - 1-16. シンクは 1 槽式とすること。
  - 1-17. シンク部の材質は SUS304 製もしくはそれと同等以上のものであり、厚み 1.2mm 以上非鏡面仕上げであること。
  - 1-18. シンクは水を溜め、止水可能とすること。
  - 1-19. シンクにはオーバーフロー用排水口を設けること。
  - 1-20. シングルレバー式混合水栓を 1 つ設けること。
  - 1-21. リールホースが接続可能な水栓を 2 式設けること。
  - 1-22. 防水型サービスコンセントを解剖台の頭側の 2 か所に設けること。
  - 1-23. 水回りの消耗部品は、可能な限り汎用品を用い、近隣のホームセンター等で入手可能な物を選定して設計すること。
  - 1-24. 本体上面及び臥床面は、血液や脂肪等が清掃しやすい加工であること。

## 2. 高照度照明付ラミナーフローユニット部

- 2-1. 感染症対応電動昇降式解剖台用の高照度照明付ラミナーフローユニットであること。
- 2-2. 本体寸法は、幅 2700mm 以上×奥行 890mm 以上×高さ 450mm 以下であること。
- 2-3. 天井埋め込み式であること。
- 2-4. 装置本体の層流吹き出し口は 6 か所とし、6 か所それぞれに中性能フィルター、ハニカムパネルを設けること。
- 2-5. 装置本体の層流吹き出し口と LED 照明部は独立した構造とし、吹き出し口の下方等層流気流の妨げとなるような位置に LED 照明やその他構造物を配置しないこと。
- 2-6. ラミナーフローユニット内に給気用ファンを設けないこと。
- 2-7. 法医剖検室内の空気をラミナーフローユニット内に取り込まないこと。
- 2-8. LED 照明部は 4 灯以上あること。
- 2-9. 照明自体の器具光束は 1 灯当り 21300 lm 以上あること。
- 2-10. 色温度は昼白色 5000K であること。
- 2-11. LED 照明器具自体の光源寿命は 60000 時間以上あること。
- 2-12. 解剖台の高さを最大とした際の照度が解剖台胸部上で 6000 lx 以上あること。
- 2-13. リモコンでの ON・OFF 及び任意での調光が可能であること。
- 2-14. 調光幅は約 5～100%連続調光型であること。
- 2-15. 解剖時に解剖台からの反射光で作業の妨げにならない様に考慮されていること。
- 2-16. 装置本体内部に空気浄化システムを設けること。
- 2-17. 空気浄化システムの機能として、24 時間運転により、芽胞菌を 99%以上低下させる効果があること。
- 2-18. 空気浄化システムの機能として、24 時間運転により、SARS-CoV-2 感染粒子を 99.99%以上低減させる効果があること。
- 2-19. 空気浄化システムはラミナーフローユニットの給気及び照明スイッチとは別に単独で ON・OFF が可能であり、解剖台付近にスイッチを設置すること。
- 2-20. 装置本体には複数個所、握り棒を設けること。
- 2-21. 握り棒は成人男性 1 名がぶら下がっても歪まない耐荷重を有すること。

### 3. マクロデジタルイメージ撮影システム

#### 3-1. ハードウェア部

- 3-1-1. 臓器撮影用の撮影装置を有すること。
- 3-1-2. カメラ本体は高照度照明付ラミナーフローユニットに組み込むこと。
- 3-1-3. 画像撮影用のフットスイッチは感染症対応電動昇降式解剖台に組み込むこと。
- 3-1-4. 撮影エリアの決定は、被写体もしくはカメラ本体の上下昇降では無く、カメラ側の光学ズームで決定可能でありフットスイッチでの変更が可能であること。
- 3-1-5. カメラの解像度は 20 メガピクセル以上あること。
- 3-1-6. オートフォーカスでの撮影が可能であること。
- 3-1-7. 光学倍率 30 倍以上を有していること。
- 3-1-8. 動画の撮影も可能であること。

#### 3-2. ソフトウェア部

- 3-2-1. 決められたグループごとでの保存が可能であり、撮影済みの画像の検索が簡易であること。
- 3-2-2. 撮影した JPEG 画像中に、自動的にグループ名・通し番号・撮影日・時間・バースケールが作成されること。
- 3-2-3. 撮影から鑑定までの一連の報告書作成が可能であること。
- 3-2-4. 制御装置及びフットスイッチで撮影エリアの決定及び撮影が可能なこと。

#### 3-3. その他

- 3-3-1. 作業者の瞳を認識しての画像撮影が可能であること。
- 3-3-2. 改ざん防止機能付き SD メモリカード対応であること。

(性能、機能以外に関する要件)

1. 納入場所

1-1. 納入場所については、本学、法医剖検室とすること。

2. 設置条件

2-1. 物品の搬入、据付、配線、調整、既存設備撤去、処分については、本学の業務に支障をきたさないように本学職員と協議の上、その指示に従うこと。

2-2. 物品の搬入、据付、配線、調整、既存設備撤去、処分に必要な資材、消耗品、その他必要な費用は全て本調達に含まれること。

2-3. 導入スケジュールについては、本学職員と協議し、その指示に従うこと。

2-4. 感染症対応電動昇降式解剖台と高照度照明付ラミナーフローユニットとの間の空間の高さは1800mm以上を確保すること。

2-5. 高照度照明付ラミナーフローユニット設置予定天井部分について、既設の天井・照明器具・コンセント・アネモ・点検口等の撤去及び処分は本仕様には含まれないこと。

3. 保守体制等

3-1. 故障時において復旧の為、現場で迅速な対応が可能であること。

3-2. 必要な保守物品は、常時保有することとし、万全の体制を期すること。

3-3. 納入検査確認後1年間を無償保証期間とすること。

4. その他

4-1. 本物品の導入時に本学関係者に十分な操作説明及び教育指導を行うこと。

4-2. 本物品を構成する装置の日本語版操作マニュアルを2部提出すること。

4-3. 技術的な相談に速やかに応じる体制が整えられていること。

4-4. 応札前に図面等を作成し、担当者の承認を得たうえで応札を行うこと。

4-5. マクロデジタルイメージ撮影システムの「3-1. ハードウェア部」及び「3-2. ソフトウェア部」については、過去5年以内に他機関に納入実績があり、安定稼働していること。